

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成25年6月24日(月)午後3時00分から午後3時50分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(25名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
4番 熱田幸子 委員	5番 鈴木一郎 委員
6番 江波戸博 委員	7番 大木岩五郎 委員
8番 岩井淳 委員	9番 渡邊弘仁 委員
10番 實川元久 委員	11番 塚本虎之助 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	20番 加瀬浩市 委員
21番 林豊 委員	22番 増田正義 委員
23番 大木傳一郎 委員	24番 石毛利雄 委員
25番 菅谷守夫 委員	26番 伊藤幸夫 委員
27番 熊切清 委員	

4 欠席委員(2名)

3番 伊能正啓 委員 12番 二村正美 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 3件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について 1件

議案第4号 平成25年度第2次農用地利用集積計画について (別冊)

議案第5号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか2名

(匝瑳市産業振興課)

職員 2 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成 25 年度 6 月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、増田会長より御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は 27 名中 25 名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議 長 これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、24 番石毛利雄委員・25 番菅谷守夫委員を
指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議 長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号、番号 1 番は賃借権に関する件、番号 2 番、3 番は所有権移
転に関する件であります。

【議案第 1 号、番号 1 番から 3 番を議案書をもとに朗読】

番号 1 番から 3 番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項
各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

9 番 番号1番について、後継者は意欲的に営農をされており問題ないと思われます。

4 番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農をされており問題ないと思われます。

25 番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農をされており問題ないと思われます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可申請は、3件でございます。

【議案第2号、番号1番から3番を議案書をもとに朗読】

事務局 番号1番の申請地は、現況畑826㎡を譲受け住宅及び車庫兼倉庫を計

画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、現況畑345㎡を義兄より借受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、現況畑330㎡を義父より借受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 番号1番について、住宅及び車庫兼倉庫を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

20番 番号2番について、申請者は現在借家に住んでいますが、退職を契機に義兄より畑を借受け専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

23番 番号3番について、申請者は現在借家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため義父より畑を借受け専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可後の計画変更申請は、1件でございます。

【議案第3号、番号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 番号1番の申請地は、建売分譲住宅6棟用地として現況畑2132㎡を譲受け平成26年3月31日までに工事を完了する計画としていましたが、大きな区画も必要なため5棟に計画を変更し併せて工事の期間を平成26年10月31日に変更するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5 番 番号1番について、区画数と工事期間を当初計画から変更をするもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号、「平成25年度第2次農用地利用集積計画について」を議題といたします。本案につきましては、去る21日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、報告をお願いいたします。

【農地銀行運営委員会からの報告】

議 長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。詳細については、事務

局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号「平成25年度第2次農用地利用集積計画について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第4号「平成25年度第2次農用地利用集積計画について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題といたします。本案につきましては、去る21日農地委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地委員長より報告をお願いいたします。

【農地委員長の報告】

議長 農地委員長の報告が終わりました。詳細については事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号の別冊議案書を御覧下さい。匝瑳市長より平成25年6月17日付けで農業振興地域整備計画変更に係る意見を求められています。

【議案書にもとづいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」採決に入ります。

議案第5号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地法18条第6項の規定による通知について2件、利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了しました。次にその他でございますが、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議 長

ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	3件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について	1件
議案第4号 平成25年度第2次農用地利用集積計画について	(別冊)
議案第5号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について	(別冊)
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
利用権の中途解約に係る通知について	1件

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成25年6月24日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。